議長	
確認印	

## 議会運営委員会会議録 (閲覧用)

1日 時	開会 平成 26 年 12 月 12 日 16:30
	閉会 平成 26 年 12 月 12 日 17:00
2 場 所	委員会室
3 出席委員	大縄武夫、鈴木孝則、割貝寿一、鈴木幸江、小林達信
4 欠席委員	
5 出席要求者	藤田惠二(副議長)
6 職務出席者	鈴木道男(議長) 議会事務局長、書記
7 説明員	
8 付議事件	第1 一般質問の発言について
	第2 会議の欠席について

## 9 議事の経過

副委員長開会

委員長あいさつ

第1 一般質問の発言について

委員長:本日の一般質問において一部不適切な言動があったこれについて協議したい。事 務局に説明させる。

事務局:11番小林達信議員の質問中議長が3回注意をした。また、発言に不適切と思われ る部分があった。

委員長:小林議員を暫時除斥とする。

小林委員:不適切とは思っていないどこが不適切なのか。

委員長:それをこれから協議する退席願う。

(小林委員退席)

事務局:不適切と思われる個所をビデオにて委員に確認していただきたい。

委員長:確認のため暫時休憩する。

16:35~16:45 休憩

(再開)
委員長:再開する。皆さん確認したように。「」とだれか特定できる発言を4
回している。また、「」と発言しながら該当者と思われる議員の方を振り向
いている。
割貝委員:ということで特定されるかもしれないが、多くの人は分からない。
振り向いたのは偶然ということもある。問題だとして追及はできない。問題ない。
鈴木幸江議員:誰のことを言っているかは知らなかった。しかし、「」の発
言は反省すべきこと。議場の常識である。
鈴木孝則委員:故意に後ろを見たのであれば問題である。偶然であればやむを得ない。

議長:この発言で誰かは特定できる。取り消すべき。

副議長: 0か100かの問題。故意にやっているとすれば大問題である。

委員長:故意かどうかは分からないがそうでないとしても「」は取り消す
べきと思う。そのようなことでよいか。
(全員異議なし)
委員長:そのように決する。小林議員の除斥を解く。
(小林委員再入場)
委員長:小林議員の発言を確認したが「」と4回発言した。また、偶然かも
しれないが「」と言って後ろを振り向いた。まず、小林委員の意見を聞く。
小林委員:前回(一般質問)は議運の決定により発言取り消しをしたが今回は取り下げな
い。どの発言も自分が見たことであり事実である。
委員長:振り向いたのは意識してやったのか。
小林委員:特に覚えていない。そういえばここに()いたと思い何気なく振り向
いてしまったと思う。
委員長:「」と言ってその該当者を振り向いてみたのは問題である。発言を
取り消していただきたい。
小林委員:がそう考えたなら取り消してもよいが、議運としての意見であれば
取り消さない。
委員長:議運の意見は聞かないということか。本人が取り消してほしいといえば応じると
いうことか。議運でそのことをに確認するということか。
割貝委員:本人に聞いてもどうこうしろとは言わないだろう。たとえ偶然でも後ろを振り
向いたことは故意にやったと疑われる。「」は取り消すべきだ。
鈴木孝則委員:同感である。
鈴木幸江委員:誤解を招く言動である。取り消すべき。
委員長:以上のとおりである。「」という発言は取り消しとする。
小林委員は16日の冒頭発言取り消しの発言をしてほしい。取り消し発言の内容は、これま
でに習い「不適切な発言があったので取り消したい。その内容は議長に一任する。」とする。
小林委員:承知した。
委員長:次に先の全員協議会に無断欠席した小貫初枝議員に関し協議したいがよいか。
(全員異議なし)
第2 会議の欠席について
委員長:欠席の状況を確認したい。
事務局:小貫議員はメールでなく、文書で案内しているほか来庁時にも数回伝えている。
その後完全に失念したとの報告をいただいている。
委員長:議長から注意するしかない。
鈴木孝則委員:同議員は高齢などを理由に特別扱いするわけにはいかない。他の議員と同

委員長:議長から厳重に注意してもらうことでよいか。

(全員異議なし)

じ扱いをすべきである。

委員長:そのように決定した。

委員長:ほかに何かあるか。

小林委員:発言取り消しをすることになり皆さんに迷惑をかけた。

委員長:これで議事を終わる。

副委員長閉会

塙町議会委員会条例の第27条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議会運営委員長